

農林漁業体験民宿開業の手引き

山 口 県

目 次

第1章 農林漁業体験民宿とは	1
1 民宿と農林漁業体験民宿	1
2 民泊との違い	3
3 農林漁業体験民宿の魅力	3
第2章 農林漁業体験民宿開業のための準備	4
STEP 1 情報収集	5
STEP 2 経営スタイルを検討	6
STEP 3 施設スタイルを検討	8
STEP 4 体験交流プログラムを検討	9
STEP 5 経営計画を検討	10
STEP 6 その他の留意事項を検討	10
第3章 農林漁業体験民宿の開業に関する法律及び手続き	12
1 農林漁業体験民宿の開業に係る手順	12
2 農林漁業体験民宿開業に係る主な法令について	13
(1)旅館業法	13
(2)食品衛生法	13
(3)建築基準法	13
(4)消防法	13
3 農林漁業体験民宿関係の規制緩和措置	14
(1)国の規制緩和の概要	14
(2)山口県独自の規制緩和の概要	15
参 考 資 料 等	17
農林漁業体験民宿開業チェックシート	17
相談窓口一覧	18
山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱	20
やまぐち元気！むらまち交流推進協議会加入のご案内	27

第1章 農林漁業体験民宿とは

1 民宿と農林漁業体験民宿

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行うには、旅館業法上の許可を受ける必要があります。旅館業法では施設や設備により「旅館・ホテル営業」・「簡易宿所営業」・「下宿営業」が対象とされており、施設や設備の態様により異なりますが、多くの民宿は、その施設等の規模から「簡易宿所営業」に該当する施設として扱われています。本書でとりあげる農林漁業体験民宿も、旅館業法に定める「簡易宿所営業」に該当するものとして説明しています。

旅館業法に定める旅館業（旅館業法第2条）

区分	定義
旅館・ホテル営業	施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

農林漁業体験民宿は、各種の農林漁業体験や農山漁村での生活体験などを提供する民宿で、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（以下、「余暇法」という。）において定義されています。該当する農林漁業体験民宿については、各種の法令による規制が緩和され、一般の民宿に比べて開業しやすくなっています。

また、山口県では、宿泊定員5人以下の農林漁業体験民宿について、「山口型小規模農林漁業体験民宿」として認定し、食品衛生法による規制の一部を緩和しています。

余暇法関連条文

◆法第2条第5項（定義）

この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

◆施行規則第2条（農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務）

法第2条第5項の農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務は、次に掲げる役務とする。

1 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務

- イ 農作業の体験の指導
- ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 農用地その他の農業資源の案内
- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

2 山村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
- ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 森林の案内
- ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3 漁村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。）に必要な次に掲げる役務

- イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
- ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
- ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
- ニ 漁場の案内
- ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

2 民泊との違い

旅館業法上の「簡易宿所営業」に該当する「民宿」と住宅宿泊事業法上の「民泊」はそれぞれ異なる法律に則っているため、設備要件や営業方法が異なります。このうち「山口型小規模農林漁業体験民宿」の認定対象となるのは、旅館業法に基づく「民宿」です。

	民宿	民泊
法律	旅館業法	住宅宿泊事業法（新民泊法）
許認可等	許可	届出 ※原則、全国共通の「民泊制度運営システム」にて行う
所管	旅館業の営業許可を担当する機関（P18）	各健康福祉センター 県生活衛生課（下関市）
設備要件	要件が多く、改修が必要となるケースも多い	比較的、要件は少ない
営業日数	上限なし	上限 180 日
食事を提供する場合	食品衛生法に基づく営業許可が必要	食品衛生法に基づく営業許可が必要

3 農林漁業体験民宿の魅力

農林漁業体験民宿は、農林漁業や動植物とのふれあいなどを通じて、農山漁村の豊かな自然と暮らしを体験できる宿泊施設であり、あるがままの自然環境、農山漁村ならではの歴史・文化、地域の人々の笑顔ともてなしが最大の魅力です。

農林漁業体験民宿の開業は、農林水産物の販売や地域の就業機会の確保、新たな交流産業の創出などの経済的なメリットだけにとどまらず、農山漁村と都市との交流を通じて、農山漁村の素晴らしさを再発見し、自らの地域への誇りを認識することにもつながっていくものです。

第2章 農林漁業体験民宿開業のための準備

農林漁業体験民宿を開業しようと考えている方は、以下の手順を参考に、どのような民宿にするのかについて検討し、具体的な構想を固めましょう。

また、農林漁業体験民宿の経営には家族の理解と協力が不可欠です。お客様を受け入れるのは家族全員の仕事ですので、負担が偏らないよう家族で十分に話し合う機会をもつようにしましょう。



(1) 参考事例を収集する

農林漁業体験民宿の開業をご検討の方は、まずは参考事例を調べてみましょう。

農林漁業体験民宿を経営する方が独自で情報発信しているサイトがありますので、「農林漁業体験民宿」、「農家民宿」、「漁家民宿」、「体験民宿」などのキーワードで検索してみてください。

■参考 やまぐち田舎体験 ぐるっとマップ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/14150.html>

里の物語（日本全国の農山漁村の旬の魅力を伝える総合情報サイト）

<https://satomono.jp/>

(2) 実際に農林漁業体験民宿に泊ってみる

農林漁業体験民宿に対する関心が高まったら、実際にそこへ宿泊してみることをおすすめします。先輩である経営者から開業前そして開業してからの体験談を伺えば、有意義なヒントやアドバイスを得ることができるでしょう。

(1) 食事をどのように提供するか

経営のスタイルを定める最も大きな要素は、食事の提供の仕方です。

食事の提供の有無によって設備の条件が異なり、食事を提供する場合は食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要となります。

以下に食事の提供方式による経営スタイルを整理しましたので、これを参考に自分にふさわしい農林漁業体験民宿のスタイルを判断してください。

経営スタイル (食事の提供方式)	飲食店 営業許可	特徴
①素泊まり式	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●食事を提供しないので、経営者側の労力は大きく軽減されます。 ●地元の食材の食事を提供する農林漁家レストランなどが近くにある場合には適した方法です。
②自炊式	不要	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊者が自炊できる施設を用意します。台所を貸すことでもかまいません。 ●自分の田畑や裏山でとれた農林産物を安価に提供できる場合などに適した方式となります。
③一泊朝食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●民宿経営で労力のかかる食事提供のうち、朝食のみの提供を行う形式です。経営者側の労力は軽減できます。 ●①と同様に、近くに農林漁家レストラン等がある場合、または自炊施設がある場合は有効な方式です。
④一泊二食付	必要	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の旅館や民宿のように、夕食と朝食を提供する方式です。 ●民宿を営む上で食事の提供は、調理や片付けなどで多くの労力を必要とします。一泊二食付とする場合は、宿泊者の人数を勘案して、無理のない経営となるように心がけましょう。 ●食事は地元の食材や旬の食材を利用したり、都市ではあまりお目にかかれない農山漁村ならではの郷土料理を提供することで、個性ある農林漁業体験民宿とすることが可能となります。

※飲食店営業許可の要否については、最寄りの健康福祉センター等に相談してください。

(2) どのように運営するか

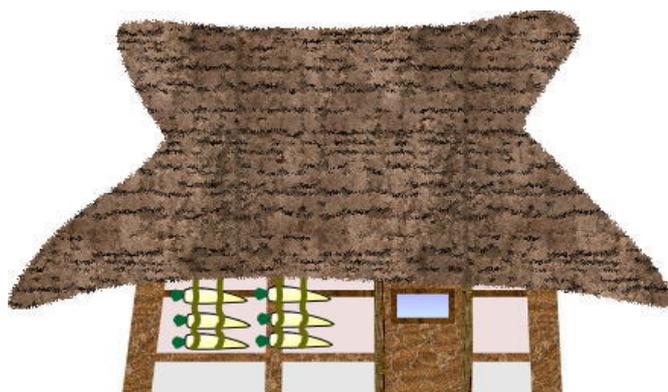
個人で運営する方式と複数の者で共同経営する方式が考えられます。

経営スタイル (運営方式)	特徴
①個人で経営	●自宅の空き部屋や離れを活用するなどして、個人経営します。
②共同で経営	●気の合う者や地域内でグループをつくり、メンバーが共同して（交替して）、食事の用意や体験交流プログラムの提供にあたります。 ●営業許可は、グループの代表者が個人名で取得する必要があります。

(3) 受入時期をどうするか

宿泊者の受入時期には主に下記のスタイルがあります。農林漁業体験民宿は通年で経営しなくてはならないものではありません。本業（農林漁業など）の繁忙期と閑散期の状況に応じて、受入時期を限定して営業するのもいいでしょう。

経営スタイル (受入時期)	特徴
①通年型	●年間を通じて宿泊客を受け入れる方式
②季節型	●夏休み、冬休み、春休み、農閑期など期間を限定して営業する方式
③週末型	●土曜日・日曜日、祝日に限定して営業する方式



STEP 3**施設スタイルを検討****(1) どの部屋を活用するのか**

客室として利用する家屋・部屋を決めましょう。ここでは、以下のとおり、いくつかのパターンを例示します。

活用パターン	特徴
①空き部屋活用	<ul style="list-style-type: none">●母屋の空き部屋を活用します。●日常の農林漁家の暮らしをそのまま体験したいと考える客層には、好まれるでしょう。
②別棟活用	<ul style="list-style-type: none">●母屋とつながっているような離れの空き部屋を活用します。●農山漁村でのんびりしたいという客層には、気遣いが少なく良いでしょう。
③空き家利用	<ul style="list-style-type: none">●現在空き家となっている家屋を再び住宅として利用し、その一部の部屋を客室として活用します。



STEP 4**体験交流プログラムを検討****(1) 体験交流プログラムをつくる**

農林漁業体験民宿業は、余暇法において、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供することが規定されています。そのため農林漁業体験民宿は、農山漁村ならではの余暇活動サービスを提供する必要があります。

余暇活動サービスという大変そうですが、例えば、農山漁村の集落を案内したり、家の周りの畑で野菜を収穫したりすることも立派な余暇活動サービスです。

山口県ではこうした余暇活動サービスを「体験交流プログラム」と呼んでいます。

以下に一例を掲げていますので参考にしてください。

体験交流プログラム（一例）

区分	体験交流プログラム
●農林漁業体験	季節の野菜収穫体験、山菜狩り体験、田植え体験、稲刈り体験、フルーツ狩り体験、一本釣り体験、地引き網漁体験、漁船クルージング体験 など
●ものづくり体験	コケ玉づくり体験、竹とんぼづくり体験、わら細工づくり体験、紙すき体験、草木染め体験 など
●料理づくり体験	そば打ち体験、豆腐づくり体験、味噌づくり体験、こんにゃくづくり体験、魚のさばき方体験、スイーツづくり体験 など
●自然体験	集落散策体験、星空観察体験、ホタル観察体験、カヌー体験、里山散策体験、沢登り体験、サイクリング体験 など



STEP 5

経営計画を検討

(1) 経営維持のための留意事項

農林漁業体験民宿は、農山漁村の環境とありのままの暮らしを最大限活用して営業するもので、一般的に言って、大きな資本を投資するようなものではありません。

このような民宿経営ですから、収入について過大な期待を見込まないことが大切です。

(2) 農林漁業体験民宿の経営計画

農林漁業体験民宿がいかにかに小規模であろうとも、経営者として経営管理することが求められます。施設整備など初期段階から必要となる設備資金や運転資金などについて計画的な見通しをもつことが望まれます。

資金の捻出方法、採算の想定、労働力配分についてはあらかじめ検討しておく必要があります。どの程度の収入を見込むかで、資本投下の規模もおのずと変わります。手持ちの資金状況、借入の可能性、採算見積もりと確かな返済計画を具体的にイメージすることが大切です。

いずれにせよ、あまり大きな投資をしては、返済の負担が高まるばかりですから、利用者ニーズを把握し、部屋の稼働率などを想定することが求められます。

STEP 6

その他の留意事項を検討

(1) 情報発信の方法

農林漁業体験民宿の開業にあたり、宣伝をどうするかはとても重要です。

「やまぐち元気！むらまち交流推進協議会」(P27)では、ガイドブック「ぐるっとマップ」によるPRを行っており、入会することで民宿の情報の掲載が可能です。

また、ブログやSNS等の活用は、日々の民宿の活動風景などの様子を楽しく、そしてリアルタイムに発信できるため非常に有効です。

更には、テレビ・ラジオや新聞・雑誌などに積極的にアプローチして紹介してもらうことも効果的といえます。

そして、訪れたお客様の口コミ情報がなによりも大きな情報発信の道具となります。自分の民宿のPRポイントを上手に訴えかけるようなチラシやパンフレットなどを用意して、機会あるごとに配布しましょう。

■参考 情報発信のツール一覧

(やまぐち元気！むらまち交流推進協議会)

○やまぐち田舎体験ぐるっとマップ(冊子)

(民間団体等参考例)

※情報掲載にあたっては利用料が必要な場合があります。

○まちむら交流きこう <http://www.kouryu.or.jp/>



(2) 地域との連携

農林漁業体験民宿の魅力を更に高めていくためには、地元の農林漁業者や事業者（道の駅、農林水産業体験施設、直売所など）、地元の文化や歴史に詳しい方、NPO法人など、様々な方々と協働して取り組むことも必要です。農山漁村ならではの体験交流プログラムの充実を図るためには、こうした様々な活動団体・個人の方々の協力は不可欠です。地域ぐるみでイベントを開催すれば、新聞やテレビなどのマスコミで取り上げられる機会も増え、効果的な情報発信になります。

また、「やまぐち元気！むらまち交流推進協議会」では、全県的な都市農山漁村交流推進組織として、情報発信や人材育成等の事業を関係者・自治体が一体となって推進しています。入会いただくと、今後、協議会から研修会等の様々な情報をお送りいたします。詳しくは、会員募集のチラシ（P27）をご覧ください。

地域の方々との連携の可能性について幅広く検討することは、今後の農林漁業体験民宿の経営に役立ちます。

(3) リスクマネジメント

農林漁業体験民宿は小規模経営ではありますが、旅館業法に定める旅館業の一つであり、業として経営する以上は、想定される様々なリスク（危険性）を把握し、事前にその対処方法を定めておくことが重要です。

想定されるリスクには次のようなものがあげられます。

[想定されるリスク]

- 食中毒
- 火災・災害
- 交通事故・農林漁業体験中の事故
- 貴重品の紛失
- 個人情報の流出

こうした事態が発生した場合のことを想定し、万一の対応策を定めておきましょう。

旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、国内旅行傷害保険などの損害保険に加入することや、貴重品の扱いやプライバシーの確保について、「宿泊のルール」を作成しておくことをおすすめします。

■保険等の加入は「山口型小規模農林漁業体験民宿」の義務の一つとなっています。

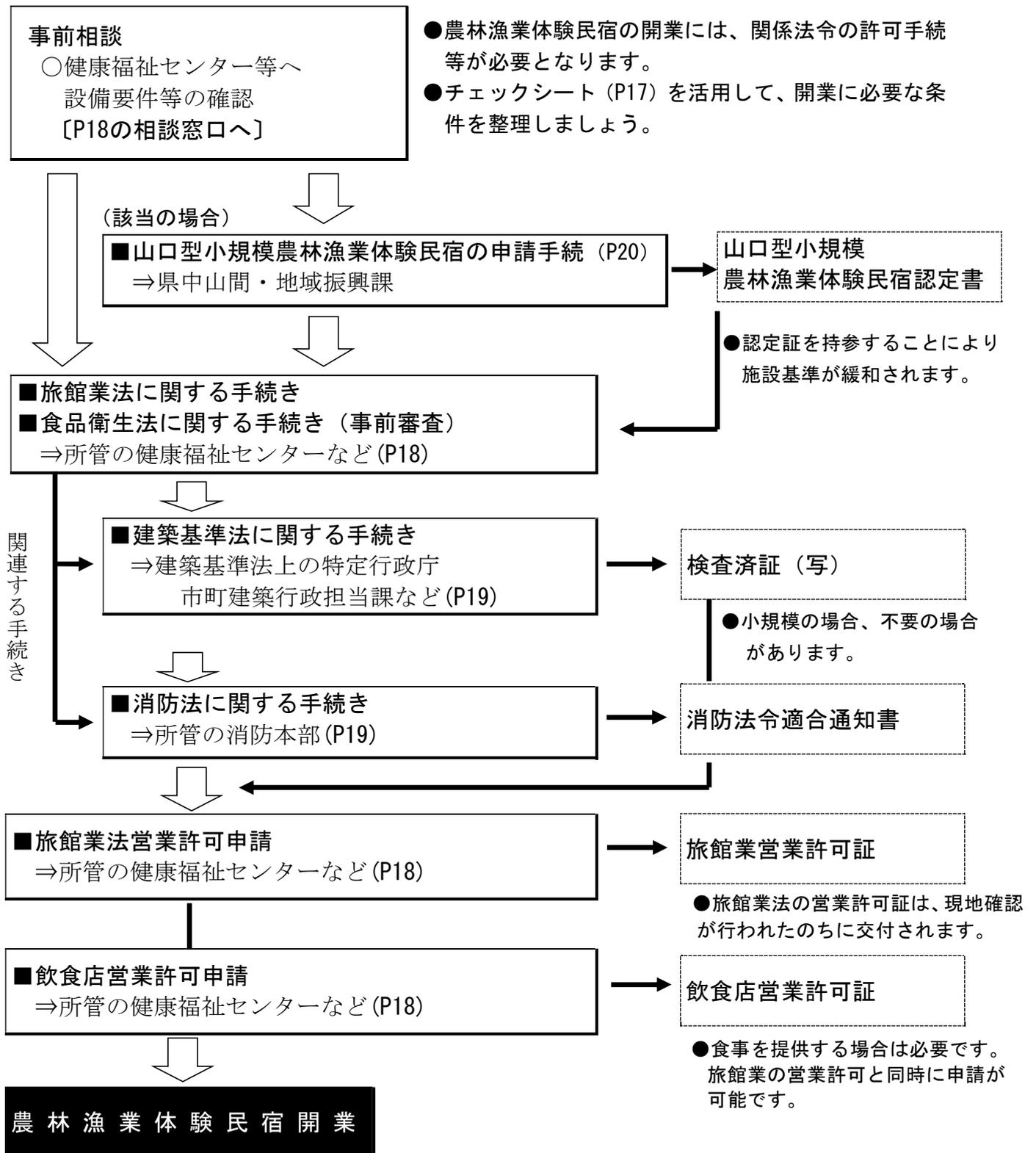
山口型小規模農林漁業体験民宿（P15）は、宿泊者の万一の事故への対応のため、保険又は共済制度の加入や1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習の受講が義務づけられています。



第3章 農林漁業体験民宿の開業に関する法律及び手続き

1 農林漁業体験民宿の開業に係る手順

農林漁業体験民宿開業までの許可申請等の基本的な流れは次のようになります。開業のためには、各種法令の許可等が必要になりますので、関係機関の窓口へ相談してください。



2 農林漁業体験民宿開業に係る主な法令について

(1) 旅館業法

農林漁業体験民宿を開業する場合は、旅館業法第3条に基づく「旅館業営業許可」を取得する必要があります。詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。(P18)

(2) 食品衛生法

農林漁業体験民宿で食事を提供する場合は、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。素泊まり式、自炊式(P6)の場合は、「飲食店営業許可」は必要ありません。詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。(P18)



(3) 建築基準法

民宿の開業にあたり、建物を新築・増築・改築・移転する場合、また、住宅の一部を民宿に用途変更する場合（民宿の用途に使用する部分が100㎡を超える場合）は建築確認が必要です。

ただし、一部の条件（以下参照）を満たした場合は、建築基準法上の「旅館」に該当しない取扱いとなります。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。(P19)

(条 件)

- 余暇法に規定する農林漁業体験民宿であること。
- 住宅の一部を民宿として利用するものであること。
- 客室の床面積の合計が33㎡未満であること。
- 各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物であること。

(4) 消防法

旅館業の営業許可申請には、所管の消防本部が発行する「消防法令適合通知書」を添付する必要があります。

これは、消防用設備等の設置の状況等が消防法令の基準に適合しているかを確認するものです。

また、住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合、適切な防火管理が行われていると地元の消防署長等が認めるものについては、誘導灯・誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能となっています。

なお、平成27年4月から宿泊施設については、自動火災報知設備の設置が義務づけられています。

詳細は最寄りの相談窓口へ相談してください。(P19)



3 農林漁業体験民宿関係の規制緩和措置

農林漁業体験民宿については、国や山口県独自の規制緩和により、一般の旅館、民宿に比べて開業しやすくなっています。

(1) 国の規制緩和の概要

以下の内容については、全国的に規制緩和されています。

関係法令	規制緩和の内容
旅館業法	●旅館業法施行令で定める客室延床面積基準の適用除外。
建築基準法	●住宅の一部を農家民宿として利用し、小規模（客室延床面積33㎡未満）で避難上支障がないと認められれば、建築基準法上「旅館」に該当しないものとして取扱いとなる。
消防法	●地元の消防署長等の判断により、誘導灯・誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことが可能。
道路運送法	●宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外とし、道路運送法の抵触なし。
旅行業法	●農林漁業体験民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農林漁業体験を付加して販売・広告することは旅行業法の抵触なし。

(2) 山口県独自の規制緩和の概要

①山口型小規模農林漁業体験民宿とは

余暇法に基づく、農山漁村滞在型余暇活動（農山漁村ならではの余暇活動サービス）を提供する宿泊定員5人以下の小規模な民宿のことです。

なお、農林漁業者以外でも、あっせん等により農山漁村滞在型余暇活動を提供する場合は認定対象となっています。

②山口型小規模農林漁業体験民宿の認定効果

食品衛生法関係の規定について、県独自で施設基準を一部緩和しています。

関係法令	規制緩和の内容
食品衛生法 (調理場)	(一般事項) ◎現に人の生活の本拠として使用されている家屋において営業を行う場合は、家庭用台所を営業用の調理場として使用（兼用）することができ、扉などの区画がなくてもよい。
	(床面及び内壁) ◎床面及び内壁は、不浸透性の材料でなくてもよい。 ◎床面に排水設備を設置しなくてもよい。
	(手洗い設備) ◎洗浄設備を手洗い設備として使用（兼用）することができる。 ◎旅館業法で設置が必須となっている「洗面設備」を用便後の手洗い設備とみなして使用することができる。

③山口型小規模農林漁業体験民宿の申請手続

申請に基づく認定は、山口県中山間・地域振興課で行っています。申請書には、農林漁業者の方は、農林漁業者であることの証明書を添付する必要があります（詳細は下表のとおり）。また、農林漁業者以外の方は、提供する農山漁村滞在余暇活動のあっせん先を明示することとなっています。

この申請に基づく認定の後、所管地域の健康福祉センター（保健所）等において、旅館業法及び食品衛生法の許可手続を行うこととなります。

(農林漁業者であることの証明)

区分	証明書	申請先
農家の方	農家台帳、耕作証明等 <u>耕地面積10a以上等</u>	農業委員会
林家の方	登記簿謄本 <u>山林所有面積 1ha以上</u>	法務局
漁家の方	漁業協同組合員の証明 <u>正組合員又は準組合員</u>	漁業協同組合

（山口型小規模農林漁業体験民宿営業者の義務）

山口型小規模農林漁業体験民宿の認定を受け、旅館業法及び食品衛生法の許可を取得した民宿については、以下の義務が生じることとなります。

- ・ 宿泊者の事故に対応するため、保険又は共済制度に加入
- ・ 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講
- ・ 1年に1回、提供した役務の内容（＝体験交流プログラム）及び宿泊者整理簿を山口県中山間・地域振興課に提出

参 考 資 料

参考資料1 農林漁業体験民宿開業チェックシート

～関係機関へのご相談の際、本チェックシートを持参されるとスムーズです。

項 目	内 容	備 考
1 経営者	※該当箇所に○ 農業()、林業()、漁業()、その他()	農業:耕地面積 10a以上等 林業:山林所有面積 1ha以上 漁業:漁協の正組合員又は準組合員
2 農林漁業に係る体験交流プログラム	※体験交流プログラムを記載 (農林漁業者以外はあっせん等による) []	農山漁村余暇法関連
3 客室の数・面積	部屋数 客室の延床面積 民宿部分の延べ床面積 部屋 m ² m ²	旅館業法、建築基準法関連
4 宿泊定員	人	旅館業法関連
5 便所	※該当箇所に○ 家族用と共用 () 客専用(家族用とは区分) ()	旅館業法関連
6 食事の提供	※該当箇所に○ 一泊二食付 () 一泊朝食付 () 素泊まり式 () 自炊式 () その他 ()	食品衛生法関連
7 上水道	※該当箇所に○ 水道水 () 井戸水等 ()	旅館業法、食品衛生法関連
8 下水道	※該当箇所に○ 下水道 () 合併浄化槽 () 単独浄化槽 ()	浄化槽法、建築基準法関連
9 営業期間	※該当箇所に○ 通年営業 () 定休日 曜日 季節営業 () 月 日～ 月 日 週末営業 ()	
10 料金設定	一泊二食付 円 一泊朝食付 円 素泊まり式 円 自炊式 円 その他 円	

参考資料2 相談窓口一覧

総合相談及び山口型小規模農林漁業体験民宿の認定に関すること

※総合相談及び山口型小規模農林漁業体験民宿の認定を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
山口県中山間・地域振興課(県庁)	083-933-3352	全市町

旅館業法に関すること

※旅館業の営業許可を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
岩国健康福祉センター 環境衛生薬事班	0827-29-1526	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター 環境薬事班	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター 環境衛生薬事班	0834-33-6427	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター 環境衛生薬事班	083-934-2534	山口市、防府市
宇部健康福祉センター 環境衛生薬事班	0836-39-9861	宇部市、美祢市
長門健康福祉センター 環境薬事班	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター 環境薬事班	0838-25-2666	阿武町
下関市立下関保健所 生活衛生課	083-231-1540	下関市
萩市 環境衛生課	0838-25-3341	萩市
山陽小野田市 環境課	0836-82-1143	山陽小野田市

食品衛生法に関すること

※食品営業許可を担当する機関

窓 口	電 話	備 考
岩国健康福祉センター 食品衛生班	0827-29-1527	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター 食品衛生班	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター 食品衛生班	0834-33-6426	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター 食品衛生班	083-934-2535	山口市
山口健康福祉センター防府保健部 食品衛生課	0835-22-3740	防府市
宇部健康福祉センター 食品衛生班	0836-39-9862	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター 食品衛生班	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター 食品衛生班	0838-25-2665	萩市、阿武町
下関市立下関保健所 生活衛生課	083-231-1936	下関市

建築基準法に関すること

※各市町建築行政担当部局(建築確認受付窓口)

窓	口	電 話	備 考
下関市建築指導課		083-231-1380	下関市
宇部市建築指導課		0836-34-8434	宇部市
山口市開発指導課		083-934-2847	山口市
萩市建築課		0838-25-3693	萩市
防府市開発建築指導課		0835-25-2449	防府市
下松市都市政策課		0833-45-1861	下松市
岩国市建築指導課		0827-29-5165	岩国市
光市都市政策課		0833-72-1574	光市
長門市都市建設課		0837-23-1147	長門市
柳井市都市計画・建築課		0820-22-2111	柳井市
美祢市建設課		0837-52-1116	美祢市
周南市建築指導課		0834-22-8423	周南市
山陽小野田市都市計画課		0836-82-1215	山陽小野田市
周防大島町施設整備課		0820-79-1005	周防大島町
和木町都市建設課		0827-52-2197	和木町
上関町土木建築課		0820-62-0315	上関町
田布施町建設課		0820-52-5807	田布施町
平生町建設課		0820-56-7118	平生町
阿武町土木建築課		08388-2-3112	阿武町

消防法に関すること

※消防法令適合通知書の交付を担当する機関

窓	口	電 話	備 考
岩国地区消防組合消防本部 予防課		0827-31-0196	岩国市、和木町
柳井地区広域消防組合消防本部 予防課		0820-23-7774	柳井市、周防大島町、平生町、上関町
光地区消防組合消防本部 予防課		0833-74-5602	光市、田布施町、周南市(旧熊毛町域)
下松市消防本部 予防課		0833-45-1882	下松市
周南市消防本部 消防予防課		0834-22-8772	周南市(旧熊毛町域を除く)
防府市消防本部 予防課		0835-23-9902	防府市
山口市消防本部 予防課		083-932-2601	山口市
美祢市消防本部 予防課		0837-52-2286	美祢市
宇部・山陽小野田消防組合 予防課		0836-21-6114	宇部市・山陽小野田市
下関市消防局 予防課		083-233-9113	下関市
長門市消防本部 予防課		0837-22-5297	長門市
萩市消防本部 予防課		0838-25-2798	萩市、阿武町

山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱

(趣 旨)

第1条 都市と農山漁村との交流の拡大により、農山漁村における所得の確保及び農山漁村地域の活性化を図るため、小規模農林漁業体験民宿（以下「体験民宿」という。）の普及を促進することとし、本要綱において、体験民宿の認定等に必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 本要綱において、体験民宿とは、人を宿泊させ、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する施設であって、定員5人以下の民宿をいう。

(認定の申請)

第3条 本要綱に従って体験民宿の営業を行おうとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る許可申請前に、「山口型小規模農林漁業体験民宿認定申請書」（様式1）を中山間・地域振興課長に提出するものとする。

(認定等)

第4条 中山間・地域振興課長は、前条に定める申請の内容を審査し、第2条に定める体験民宿に該当すると認定した場合には、申請者に「山口型小規模農林漁業体験民宿認定書」（様式2）（以下、「認定書」という。）を交付するものとする。

2 前項の認定を受けた者は、当該体験民宿の所在地を管轄する環境保健所長（所在地が下関市、萩市又は山陽小野田市の区域内である場合にあってはそれぞれの長。第5条第2項において同じ。）に旅館業法に係る許可を、又は、同所長（所在地が下関市の区域内である場合にあっては下関市長。第5条第2項において同じ。）に食品衛生法に係る許可を申請する際に、「認定書」の写しを提出するものとする。

(認定の取消し)

第5条 認定を受けた体験民宿が、当該認定に係る要件を満たさなくなった場合には、中山間・地域振興課長は認定を取り消すことができる。

2 中山間・地域振興課長は前項の規定により認定を取り消した場合は、当該体験民宿の所在地を管轄する環境保健所長に、その旨を通知するものとする。

(体験民宿営業者の義務)

第6条 体験民宿を営業する者は、次に掲げる義務を履行するものとする。

- (1) 宿泊者の事故に対応するため、保険又は共済制度に加入すること
- (2) 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講すること
- (3) 1年に1回、提供した役務の内容及び宿泊者数整理簿（様式3）を中山間・地域振興課長に提出すること

(指 導)

第7条 中山間・地域振興課長は、体験民宿の営業が適正に行われるよう、生活衛生課長と連携し、適宜、指導を行うものとする。

附 則

- この要綱は、平成17年10月1日から適用する。
- この要綱は、平成18年 4月1日から適用する。
- この要綱は、平成19年 4月1日から適用する。
- この要綱は、平成25年 4月1日から適用する。
- この要綱は、平成28年 7月1日から適用する。
- この要綱は、平成30年 4月1日から適用する。
- この要綱は、令和 7年 4月1日から適用する。

山口型小規模農林漁業体験民宿認定申請書

年 月 日

山口県総合企画部中山間・地域振興課長 様

申出者 住 所
氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

電話番号

体験民宿の認定を受けたいので、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱第 3 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

- 1 宿泊施設の名称及び所在地
宿泊施設の名称：
所在地：
- 2 宿泊施設の部屋数： 畳 部屋、 畳 部屋、合計 畳 部屋
宿泊施設の収容人数：
- 3 営業期間：
- 4 経営する農林漁業の別： 農業、 林業、 漁業、 その他（ ）
経営する農林漁業の経営規模：田 a、畑 a、山林 h a
年間の漁業従事日数 日
- 5 提供する役務の内容
(別紙様式 1 - 1 ・ 1 - 2 に記入)
- 6 その他

(関係書類)

- 1 農林漁業者であることの市町長等の証明 (例：農家台帳等)
- 2 宿泊施設の平面図、付近の見取り図、写真

※該当する添付書類に○を付すこと。

■ 提供する役務の内容

業種及び役務の種別		具体的な内容
農 業	<input type="checkbox"/> 1 農作業の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 農産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 農用地その他の農業資源の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 農作業体験施設等を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	
林 業	<input type="checkbox"/> 1 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 林産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 森林の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	
漁 業	<input type="checkbox"/> 1 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 2 水産物の加工又は調理の体験の指導	
	<input type="checkbox"/> 3 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与	
	<input type="checkbox"/> 4 漁場の案内	
	<input type="checkbox"/> 5 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務	
	<input type="checkbox"/> 1 から 5 に掲げる役務の提供のあっせん	

1 業種及び役務の種別欄の該当箇所にチェックを入れ、具体的な内容を記入すること。

2 役務の提供のあっせんの場合は、別紙様式1-2に必要事項を記入すること。

様式1-2

■役務の提供のあっせんの内容

あっせん先 (氏名・住所)	業種	役務の種別	具体的な内容
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	
	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業	<input type="checkbox"/> 体験指導 <input type="checkbox"/> 加工・調理体験指導 <input type="checkbox"/> 生活・文化知識付与 <input type="checkbox"/> 資源案内 <input type="checkbox"/> 体験施設等利用	

1 あっせん先について、業種欄及び役務の種別欄の該当箇所にチェックを入れ、具体的な内容について記入すること。

様式2
中山間第 号
年 月 日

山口型小規模農林漁業体験民宿認定書

様

山口県総合企画部中山間・地域振興課長

年 月 日付けで認定の申請のあった下記の宿泊施設については、山口型小規模農林漁業体験民宿認定要綱第4条第1項の規定に基づき、体験民宿として認定します。

記

宿泊施設の名称：

所在地：

注意事項

1. 旅館業法、食品衛生法の許可等、開業に必要な手続きを行うこと。その他関係法令を遵守すること。
2. 1年に1回、県等が実施する食品衛生に関する講習を受講すること
3. 1年に1回、提供した役務の内容及び宿泊者数整理簿（様式3）を提出すること。

新規会員募集中

交流人口の拡大を通じた農山漁村の活性化に向け、情報発信や人材育成等の事業を関係者・自治体が一体となって推進しています！



活動 について

- | | |
|------|-----------------|
| 研修 | 講師による講義・ワークショップ |
| 情報発信 | 会員施設や活動内容のPR |
| 連携 | 会員名簿の配布による情報共有 |
| 会費 | <不要> |

研修テーマ例

- ・ SNS を活用した手法
- ・ 体験型教育旅行における探究的な学習
- ・ 体験活動の安全管理
- ・ コンテンツ開発とホスピタリティ

お申し込み・お問い合わせ：山口県 総合企画部 中山間・地域振興課内
やまぐち元気！むらまち交流推進協議会

TEL 083-933-3352

メール yamaguchi-st@pref.yamaguchi.lg.jp

HP パンフレット「ぐるっとマップ」掲載
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/30/14150.html>

入会申込書
裏面→

(様式第1号)

入会申込書

年 月 日

やまぐち元気！むらまち交流推進協議会会長 様

この度、貴会に入会したいので、下記のとおり申し込みます。

会 員 区 分※1	一般会員(実践)・ 一般会員(支援) ・ 行政会員 ・ 特別会員
(ふりがな) 氏 名 (団体の場合は団体名)	
(ふりがな) 代 表 者 名 (団体の場合)	
担 当 部 署 (団体の場合)	
住 所	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
実施交流活動※2 支援内容※3 (一般会員のみ記入)	
名簿掲載の可否 ※4	氏名、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス、実施交流活動(支援内容)を掲載することを 承諾します ・ 承諾しません。

- ※1 一般会員(実践)：体験活動を行っている又は今後行おうとしている個人、施設、団体
一般会員(支援)：体験活動は行わないが、その活動を支援する施設及び団体(例：道の駅等)
行政会員：会費を負担する市町
特別会員：本会の目的に賛同する有識者など(例：大学の教員、会費負担しない市町等)

※2 実施交流活動は実施している活動、今後実施予定の活動について簡潔に記入してください。
(記入例) 炭焼き体験、田植え、〇〇の収穫体験、伝統食づくり体験、種々の体験を定期的に実施(実施スペースの貸出)など

※3 支援施設及び団体の場合は、支援内容を記入してください。(記入例：体験活動の会場の無償貸出等)

※4 承諾いただいた方は協議会員名簿に掲載し、会員に配布します。



山口県PR本部長
「ちよるる」

令和7年4月

編集・発行

山口県総合企画部中山間・地域振興課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3352

FAX 083-933-2559

E-mail yamaguchi-st@pref.yamaguchi.lg.jp